

令和3年7月度栗東市教育委員会定例会会議録

開催日時 令和3年7月30日（金） 13:30～15:15
開催場所 庁舎4階 第1委員会室
出席委員 教 育 長 福原 快俊
教育長職務代理者 太田 加代子
委 員 内記 一彦
委 員 田中 和子
委 員 朽木 徳壽
事務局出席者 教育部長（川崎）、子ども青少年局長（太田）、教育部次長兼スポーツ・文化振興課長（片岡）、教育総務課長（西村）、学校給食共同調理場所長（井上）、学校教育課長（田中）、学校教育課参事（高野）人権教育課長（岸田）、生涯学習課長（小山）、幼児課長（内田）、幼児施設課長（村瀬）、図書館長（西村）、書記（小林）

開会宣言 13:30

教育長

ただいまから令和3年7月度教育委員会定例会を開会いたしますが、本日は傍聴の申し出が2名ありましたので、栗東市教育委員会傍聴人規則第2条により、傍聴人を入室させていただきます。

傍聴人

入室

教育長

それでは傍聴人の方に申しあげます。注意事項を遵守していただきますようお願いします。なお、注意事項に違反したときは、退場を命じることがございますので、よろしく申し上げます。

では、日程に従い、進めさせていただきます。「日程2 市民憲章唱和」をお願いします。

市民憲章唱和（教育部次長兼スポーツ・文化振興課長）

教育長報告

続きまして「日程3 教育長公務状況報告」について、私から報告させていただきます。7月1日（水）7月採用新規職員辞令交付式、社会を明るくする運動内閣総理大臣メッセージ伝達式、3日（土）中学生広場「私の思い2021」栗東市大会審査会、5日（月）教育

長面談、7日（水）定例校長会、19日（月）第1回栗東市社会教育委員会議、第1回栗東市子育て教育連携推進協議会、15日（水）滋賀県都市教育長会、20日（月）第1回栗東市子育て教育連携推進協議会、令和4年度国・県予算ならびに施策に対する要望に係る議員懇談会、20日（火）第1回栗東市同和教育推進委員会、21日（水）栗東市学校給食共同調理場運営委員会、28日（水）議会説明会、第2回栗東市同和対策本部幹部会議、第1回栗東市人権対策推進本部会議、29日（木）第2回教科用図書第二採択地区協議会、30日（金）教育委員会定例会です。

以上でございますが、何かご質問ございましたら、お願いします。

教育長

ないようですので、次に進めさせていただきます。

続きまして日程4 請願第1号「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」について、説明をお願いします。

教育総務課長

請願第1号「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」について、請願の採択を求めるものでございます。請願書をご覧いただきたいと思います。

内容をご説明申し上げます。6月16日に「子どもと教科書 市民・保護者の会」より栗東市教育長あてに「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」が提出されました。請願の項目は、6点で次の通りです。

1点目は、自由社歴史教科書は選定・採択しないでくださいというものです。内容は、1項目として、古代から現代までを天皇の統治として描いている点、2項目として、北海道旧土人保護法の解釈について、3項目として日露戦争、日中戦争での記載事項についてであります。2点目は、育鵬社歴史教科書は選定・採択しないでくださいというものです。内容は、1項目として、天皇の統治の歴史としてしていること、2項目として、古墳とピラミッド、秦の始皇帝陵との大きさの比較について時代背景が考慮されていないこと、3項目は、「なでしこ日本史」の取り上げ方について、4項目は、戦争の内容表記について、であります。3点目は、歴史教科書は自由社・育鵬社以外の教科書の中から「人権・平和・共生」をもっとも大切にしている教科書を採択してくださいというものです。4点目は、現場教員が希望する教科書を採択してくださいというものです。5点目は、教科書展示会における市民アンケートの意見も参考にして選定作業を進め、採択してくださいというものです。6点目として、コロナ禍ではありますが、最大限の対策をして、市民が教育委員会の採択会議を直接傍聴できるようにしてくださいというものです。以上でございます。

教育長

ただいま説明がありましたように請願が提出されております。請願書については、資料

として事前に委員の皆様にお目通ししていただいておりますが、質問等ありましたらお願いいたします。

田中委員

教科用図書の採択にあたりましては、文部科学省の検定に合格した教科用図書の中から、栗東市教育委員会として公平で公正な審査のうえで、採択するものであると解釈しております。したがって、特定の請願内容をもって、公正な判断が左右されるようなことがあってはならないと考えています。

教育長

他にご意見はございませんか。

内記委員

1点目と2点目の自由社・育鵬社の教科用図書について、選定・採択をしないでほしいというのですが、文部科学省の検定を通過しているので、選定・採択の対象にしないというわけにはいかないのではないですか。

教育長

事務局、いかがですか。

学校教育課参事

教科用図書検定規則に基づきまして、自由社につきましては、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請によりまして、文部科学省の検定を経て、新たに発行されることとされました。無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能であるとされています。このことを踏まえまして、採択替えをしないという選択もございますが、公平・公正な審査を行うという観点からは、調査をすることは必要であると考えております。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はありませんか。

朽木委員

3点目の「人権・平和・共生」を大切にしている教科書の採択をということですが、これは大切なことだと思いますし、調査の際に考えておられると思いますが、いかがですか。

教育長

事務局、いかがですか。

学校教育課参事

教科用図書第二採択地区協議会では、「多様性の尊重、人権尊重、世界平和、いじめ、環境等の現代的な諸課題について工夫・配慮がされているか」という、独自の観点で、調査を進めております。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございませんか。

太田教育長職務代理者

4点目の、現場教員が希望する教科書の採択をとということですが、調査については、現場の先生がされていて、その意見も入ってくるということですよ。

教育長

事務局、いかがですか。

学校教育課参事

はい、現場の教員が入って調査に加わっております。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございませんか。

朽木委員

5点目の教科書展示会における市民アンケートの意見も参考にとということですが、選定作業に影響するのですか。

教育長

事務局、いかがですか。

学校教育課参事

本市におきましては、教科書展示会場を設置しておりませんので、アンケートもございませんが、設置されているところに確認をしますと、会場運営等についてのアンケートを取っているとのことでした。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございませんか。

田中委員

6点目の傍聴については、今年度はどのようにされるのでしょうか。

教育長

事務局、いかがですか。

教育総務課長

例年同様、傍聴者を入れて、公開の場で審議する予定をしております。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、三密を回避するやり方で考えております。

教育長

よろしいでしょうか。そのほか、ご意見等はございませんか。

内記委員

今までの話の内容から考えますと、これらの教科書を採択するかどうかは別にしても、調査を進めた結果で考えたらいいと思います。中立・公正・公平を確保するためには、賛成・反対は別として、両方の意見を聞かない。特定の主張を意とする本請願に対しては、不採択が適当であると考えます。

教育長

そのほか、ご意見等はございませんか。それでは他に意見もないようですので、請願につきまして、採決してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

異議なしと認めますので、請願第1号「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」を採決いたします。採決に賛成の方は挙手願います。

全委員

挙手なし

教育長

挙手なしと認めます。賛成の方なしにより、当請願は不採択とすることに決しました。以上、日程4請願第1号「中学校歴史教科書の採択やり直しについての請願書」については終了いたします。

教育長

続きまして、日程4議案第10号「東市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」説明をお願いします。

学校教育課長から説明

教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございましたら、お願いします。
繰り返しになりますけど、第4条(2)アの「生活保護法第6条第2項に吉衛するよう保護者に準ずる程度に困窮している者で、」を削除するのは、そのあとにある規定ですべてカバーしているということですね。

学校教育課長

その通りでございます。

教育長

ほかにございませんか。それではこれより議案第10号「栗東市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」採決をさせていただきます。本件について、ご異議ございませんか。

全委員

異議なし

教育長

それでは異議なしにより、議案第10号「栗東市就学援助費給付要綱の一部を改正する告示の制定について」可決といたします。

教育長

続きまして、議案第11号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事業対象報告書）（案）」についての説明をお願いします。

教育総務課長

議案第11号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」別添資料1に基づきまして、説明させていただきます。

こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条に、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないとされております。このことから、令和2年度事業につきまして、報告書を取りまとめましたので、これを議会に提出し、公表することにつきまして、本委員会の議決をお願いするものでございます。

報告書について説明させていただきます。今回、令和2年3月に第3期栗東市教育振興基本計画、第六次栗東市総合計画が策定されたことに伴いまして、点検評価報告書の様式を見やすく分かりやすいものに整理させていただきました。まず、「はじめに」ということで、先程申しあげましたこの点検、評価の趣旨を記載しております。次に実施方法として、教育振興基本計画に掲げた基本的方向ごとに策定した教育方針及び重点事業を対象とすることとし、毎年1回、進捗状況を総括し、部・課の目標に沿って課題や今後の方向性を示し、教育委員会が点検・評価を行うこととしています。1ページから3ページにつきましては教育委員会の活動状況について、記載させていただいております。4ページからは、令和2年度の栗東市教育方針になっております。5ページに教育方針において、三つの重要な柱につきまして記載をさせていただき、この柱を踏まえながら教育振興基本計画に掲げた基本目標の推進に努めるものでございます。10ページは、栗東市教育振興基本計画の施策体系がございまして、12ページからは、各課の「施策の点検・評価」となっております。最後の65ページには、達成度評価の判断基準表を掲載しております。5段階の達成度の説明を記載しておりますが、コロナ禍である状況を踏まえながら評価をさせていただきました。また、評価報告書の順番ですが、教育方針における具体的な取り組み方針の記載順としております。ここからは、担当ごとに説明させていただきます。

人権教育課から順次説明

教育長

ただいまの説明につきまして、ご質問等ありましたら、お願いします。

内記委員

全般的なことでお伺いしたいのだが、点検評価の様式が変わったが、これは教育委員会だけではなく市全体が変わったのですか。

教育総務課長

市の第六次総合計画になり、目標管理シートというものが統一され新しくなり、それに

あわせて様式を変更しました。

内記委員

様式は教育委員会独自ですか。

教育部長

様式は同じですが、教育振興基本計画や教育方針を掲載し、重点事業については市の目標管理シートの内容に合わせております。

内記委員

達成度がほとんど3か4になっている。判断基準表の特記事項で、コロナ禍で予定していた事業ができなかったなどの緊急事態や止むを得ない事由により事業ができなかった場合でも、「法令等に定める事業を着実に実施」、「規模を縮小して実施」、「代替事業を実施」し一定の成果が得られた場合は「目標どおりに達成」と評価すると書いてあるが、これを議会に提出し公表していった場合、色んな講演とか事業が出来なかったのは致し方ないと思うが、この評価が目標どおりに達成されたというのは、市として統一見解でいくのか、それとも実際に成果がなかったというのか、提出する側として協議をしておかないといけないのではないか。今後、今年もだがコロナで目標水準をある程度見直しをしないと、今まで通りできるかどうか、それに対する評価もどうかということも考えていかないといけないと思う。このコロナ禍において、中止しなければならなかったというのわかるが、公表した中で対応できるのかどうか。

教育総務課長

達成度の度合いですが、先程部長が申しましたように目標管理シートにも記載しており、市として統一した評価となっております。ただコロナ禍であり、去年度から現在もそうですが、今後、コロナ禍であるけれども事業としてどうか等検討していく必要はあると考えております。

教育部長

おっしゃるようにコロナ禍で事業が出来ない、これがただちにマイナスかどうかということもあると思います。出来なかったからこそ、何も出来なかったからマイナスという評価もあるでしょうし、出来なかったけれども、それに代わる事業を実施したことによる評価もあると思います。一概にすべてがコロナ禍だからという評価ではなく、出来なかったものもあるでしょうし、代替措置により何とか上回る評価が出来たと考えられることもあると思います。ただ委員おっしゃるように、この評価の基準点は今後また考えていく必要はあるとは思いますが。また市として目標管理シートの中でこのように扱っておりますので、説明の中ではその部分は入れていかなければならないと思っております。

内記委員

目標水準は毎年見直しされるのか。例えば研修会の回数を見直すとか。代替え事業とか。

教育総務課長

目標水準は毎年目標管理シートで年度初めに目標をたてます。

教育長

令和2年度当初の目標設定と、コロナ禍でこういう結果になったというその後の令和3年度の目標はやっぱり変わってないといけないと思う。そこについては、少し評価ということが事業としてどうだったかということと、成果がどうだったかということと併せて、なかなか計りにくいけれども子ども達にとって、あるいは市民にとって効果があったのかどうかというあたりの評価ね、この事業全体としてどうやったかという見方をしてほしいと、これは意見として。

教育部長

コロナ禍の中で、これまでなんとかやってこれたと思っています。今年度は今年度の目標設定をしておりますし、来年度の評価というのは、そういうところも評価されるべきだと思っています。

教育長

その他はいかがでしょうか。

田中委員

数字の上で達成度が3、4ということですが、私の見立てとしては予想だにできなかったコロナ禍で4という評価をされたというのは、本当に創意工夫をし、みなさんの英知を集めて業務に当たられたのだなという見方をしております。思いもしなかったコロナ禍で、工夫してやってこられた事をコロナが収束しても活用していく、次に繋げていくという姿勢をお願いしたいと思います。人が関わる業務が多く、子ども達の発達や育ちに障害が出てきていると感じておられると思います。そしてまた高齢者については非常に孤独、不安な状況の中で過ごされている、そういったマイナスの面で長時間私たちは暮らしてきたということを常に意識として持ちながら次の業務に活かしていくということを、皆さんで今後やっていけたらと思っていますところでは。

園や小中学校で先生達の働き方改革ということで、具体的な項目でいうと、退勤時間は早くなったのか、年次有給休暇は取れているのか、こういう表にすると全体的な表現となっているかと思いますが、こういう具体的な項目と連動しているのでしょうか。

学校教育課参事

退勤時間ですが、各学校で定時退勤日を設けるようにはしております。また超過勤務の縮減につきましても今年度からは各校意識できるように校長会でも各校の超過勤務を示しております。前年度に比べて、4月5月は昨年度はコロナで学校休業していたので、比較は難しいですが、今のところ若干超過勤務は減りつつあります。年次有給休暇の取得状況につきましても昨年度についてはほぼ達成できている状況です。

太田教育長職務代理者

評価についてですが、見直されるということなので、ほぼ全てにおいて目標どおりに達成の3になっている。事業等が出来ないのはいたし方ないとは思いますが、やはりもうちょっとこうすれば、3が4になったり、4に近い3があったりすると思うので、そのあたりがもうちょっと一般的に見てわかりやすい評価、具体的な評価があるといいのかなと感じました。単純に見て、全部できている、達成できているとしか見えない。今、説明を聞いて詳細がわかりましたが、評価の基準がこの5段階でしかないのであれば、もう少し言葉を足す、表現の仕方をもう少し工夫されてもよかったのかなと思いました。

教育部長

評価に関しましては、議会でも3ばかりでいいのか、4がもうちょっとあってもいいのではないかと質問されたこともあります。その中でもあくまでも数字でございますし、数字でわからないところについては評価の仕方として、次年度に向けての反省点・改善項目等のところに表現できるように、数字で表せないところを表せるようにしていく必要があるのかなと思いました。

教育長

そのほか、何かございませんか。

内記委員

図書館で目標水準に年間の貸出冊数を年間70万冊と掲げているが、どの水準まで達成したかでは、年間47万冊となっている。コロナ禍のためというのもわかるが、これを議会や一般の方が見たときに目標どおりに達成できたのかといわれると、数字がはっきりと出ている中で、目標冊数からすると半分の中での達成度3はどうなのか。貸出冊数のところをもう少し表現を考えてもいいのではないか。

教育部長

表現を検討し、次回お示しします。

図書館長

この目標数値につきましては平成29年度に設定した基本的運営方針の中で5年間、令和3年度までの目標数値となっております。目標を設定した時点では新しい守山図書館もまだ出来ておりませんでしたし、コロナでもなかったもので、目指すべき数値ではありましたが、この5年間で情勢が大きく変わりました、計画の数値の修正については次回考慮していく内容だと考えております。ご指摘いただいた内容については改めて検討させていただきます。

教育長

ほかによろしいでしょうか。それでは他に意見もないようですので、一部字句の訂正等も踏まえたうえで、議案第11号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事業対象報告書）（案）」について、承認してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

それでは異議なしにより議案第11号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和2年度事業対象報告書）（案）」について承認といたします。

教育長

続きまして、日程6 その他報告事項①各課（館・所）の「7月度事業進捗状況について」報告をお願いします。

教育総務課長から順次報告

教育長

報告事項①について、質問等はございませんか。

教育長

それではないようですので、以上で各課の7月度事業進捗状況について終了させていただきます。

次に報告事項②「児童生徒数出勤・出席状況について」報告をお願いします。

学校教育課長、幼児課長から順次報告

教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

教育長

ないようですので、報告事項②「児童生徒数出勤・出席状況について」を終了します。
続きまして、報告事項③「指定管理者の公募について」説明をお願いします。

指定管理者の公募について生涯学習課長より報告

教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、お願いします。
ないようですので、報告事項③「指定管理者の公募について」を終了します。

教育長

次に日程 7 その他①各課からの報告事項について、ございましたら挙手にてお願いします。

コロナ差別対策啓発ポスターについて人権教育課長から報告

教育長

ただいまの報告につきまして、ご意見等ございましたら、お願いします。
ないようですので、他に報告事項がありましたらお願いします。

オリンピックに栗東から出場している選手について、スポーツ・文化振興課長から応援メッセージ依頼

教育長

子ども青少年局長より何か報告事項がありましたらお願いします。

子ども青少年局長

学校や園と連携が必要な発達支援について報告させていただきます。子ども青少年局に発達支援課があります。発達支援というのは見えにくい支援ではありますが、昨日、市に所属する各所属が集まり連絡会議を開催し、教育委員会からも学校教育課、生涯学習課、幼児課、福祉関係の所属長が集まりまして、今年度の取り組みを確認したところです。このコロナ禍の中で大変見えづらい状況で懸念されるところもありますが、なお一層の取り組み連携が必要であると確認させていただきました。今年度は高校進学に対しての支援のつなぎということで滋賀県と各市町がそれぞれ協定を結ぶ中で情報を共有していこうとしております。市と

しても個人情報等諸課題を精査し、今後締結に向けて取り組んでいるところです。

教育長

個別の支援計画を引き継いでいくのは、高等学校との連携について今後、密にやっていく必要があるのですが、難しい部分もあると思います。そのあたりも十分に連携しながら進めていただきたいと思います。それでは、その他①「各課からの報告事項」を終了します。

次に、②次回8月度教育委員会定例会及び臨時会日程についてお願いします。

教育総務課長

8月の定例会は、8月26日（木）13時30分から、臨時会は8月27日（金）13時00分からでお願いしたいと思います。

教育長

よろしいでしょうか。

全委員

異議なし

教育長

次回定例会は8月26日（水）13時30分から、臨時会は8月27日（金）13時00からでお願いします。

教育長

本日予定しておりました日程はすべて終了しました。

これをもちまして、7月度教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会宣言 15：15